

## 土木工事成績評定基準

- ・評定項目が対象となるものについて評価する。
- ・確認個数が3以下の場合には、C評定とする。

### A. 監督員の確認評価

#### 『 1-1 施工体制一般 』

(監督員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
施 工 体 制 一 般	施 工 体 制 一 般	a	4	施工体制が適正であり、右記項目が90%以上確認できる。	1 施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 2 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 3 施工計画書を、適切な時期に提出している。		
		b	3	施工体制がほぼ適正であり、右記項目が80%以上確認できる。	4 工事カルテの登録が行われている。		
		c	2	他の項目に該当しない。又は、右記項目が60%以上確認できる。	5 建退共制度の運用が適切である。又は自社退職制度がある。 6 品質証明(材料等)の資料が整理され、確認時期・方法がよく把握されている。		
		d	1	施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。又は、右記項目が60%未満しか確認できない。	7 契約上の所定の手続きが期限内に処理されている。 8 施工等に係る創意工夫または提案を行って工事の進捗に努めている。 9 段階確認、立会いが適切な時期に行われ、記録が整理されている。		
		e	0	改善指示に従わなかった。	10 下請関係の契約が明確に行われて、所定の手続きが期限内に処理されている。 11 監督員の指示事項がすべての下請業者に徹底されている。 12 工事看板が全て掲示されている。(工事標示板・施工体系図・労災保険関係成立票・建設業許可票・建退共標識) 13 緊急指示、災害、事故等が発生した場合にその対応を速やかに行っている。 14 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 15 その他 ( )		
評定点				評価値 (%)		0	0

#### 『 1-2 配置技術者 』

(監督員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
施 工 体 制 一 般	配 置 技 術 者	a	4	特に優秀な技術者を配置し、右記項目が95%以上確認できる。	1 現場代理人は、工事全体を把握している。 2 現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を面で適時かつ的確に行っている。 3 各種検査において、主任技術者又は監理技術者が立ち合いをしている。		
		b	3	優秀な技術者を配置し、右記項目が80%以上確認できる。	4 主任技術者又は監理技術者は、契約書、設計図書、適用すべき諸基準をよく理解し、施工に反映している。 5 主任技術者又は監理技術者は、下請業者の施工体系及び施工状況をよく把握している。		
		c	2	技術者の配置は適正であり、右記項目が60%以上確認できる。	6 主任技術者又は監理技術者は、施工状況をよく把握し、作業員等に技術的な指導を行っている。 7 主任技術者又は監理技術者は、施工に先立ち、現場及び施工上の課題となる条件を把握し、工事を進めている。		
		d	1	配置技術者に関して、監督職員が改善指示を行った。現場代理人が現場に常駐していない。右記項目が60%未満しか確認できない。	8 当該工事に必要な人員を選任し配置している。		
		e	0	改善指示に従わなかった。	9 その他 ( )		
評定点				評価値 (%)		0	0

#### 『 2-1 施工管理 』

(監督員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
		a	4	施工計画がよく整備され、施工管理も特に優れており、右記項目が95%以上確認できる。	1 設計図書の照査を行って現場との相違があった場合には、適時、適切に対応している。 2 現場条件の変化が生じた場合、適切に対応している。		

施 工 状 況	施 工 管 理	b	3	施工計画がよく整備され、施工管理も優れており、右記項目が80%以上確認できる。	3 提出書類は、所定の期日に遅れることなく適時に提出されている。(使用材料承諾願提出時に添付する構造計算書等。また、提出書類の追加・修正等を監督職員等から指示をした場合も含む)		
		c	2	施工管理が適正であり、右記内容の60%以上確認できる。	4 工事材料を品質に影響が無いよう保管している。 5 品質保証のできる施工管理を設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っており、書面で確認できる。 6 現場内の整理整頓が日常的になされている。 7 指定材料の品質証明書及び工事記録写真等が適切に整理されている。		
		d	1	施工計画書が工事着手前に提出されていない。又は施工管理に不備があり、監督職員が改善指示を行った。右記項目が60%未満しか確認できない。	8 現場のイメージアップに積極的に取り組んでいる。 9 段階確認及びその報告の時期、内容、頻度が適切であることが確認できる。 10 複合合板型枠や代替型枠を使用している。 11 建設副産物及び産業廃棄物の処分地までの経路図や追跡写真が整理されている。		
		e	0	改善指示に従わなかった。	12 協議書(工事打合せ簿)を、不足無く整理している。 13 その他 ( )		
		評定点		評価値 (%)			0

『 2-2 工程管理 』 (監督員)

項目	細別	評定	評定点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
施 工 状 況	工 程 管 理	a	4	工程管理が特に優れており、右記項目が90%以上確認できる。	1 現場条件の変化への迅速な対応や地元調整を積極的に行い施工の停滞が見られない。		
		b	3	工程管理が優れていて、右記項目が80%以上確認できる。	2 4週8休以上の現場閉所が確保された。 3 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。		
		c	2	工程管理が適正であり、右記項目が60%以上確認できる。	4 実施工程表を作成し、適正な工程管理を行っている。 5 休日(夜間)の作業がない。又は休日(夜間)作業届 が提出されている。		
		d	1	工程管理に関して、監督職員が改善指示を行った。又は右記項目が60%未満しか確認できない。	6 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 7 本社、支店等の技術的支援が効果的に行われている。 8 その他 ( )		
		e	0	改善指示に従わなかった。			
評定点		評価値 (%)			0	0	

『 2-3 安全対策 』 (監督員)

項目	細別	評定	評定点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
施 工 状 況	安 全 対 策	a	4	安全対策が特に優れており、右記項目が95%以上確認できる。	1 安全衛生協議会等を実施し、月に1回以上活動し記録(議題・名簿・写真)が整備されている。(下請業者がない場合は不要)		
		b	3	安全対策が優れており、右記項目が80%以上確認できる。	2 店社パトロールを月に1回以上実施し、記録が整備されている。 3 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、是正報告がなされている。 4 安全巡視、ツールボックスミーティング・危険予知活動等を実施し記録が整備されている。		
		c	2	安全対策が適正であり、右記項目が60%以上確認できる。	5 新規入場者の教育内容に現場特性が反映され、記録も整備されている。 6 安全管理の臨機の措置を行った。 7 過積載防止に積極的に取り組んでおり、記録が整理されている。		
		d	1	安全対策に関して、監督職員が改善指示を行った。又は、右記項目の60%未満しか確認できない。	8 使用機械、車両等の点検等の管理が行き届いている。 9 交通保安施設等の設置及び管理が適切であり、チェックリスト等により点検を実施し、記録が整理されている。		
		e	0	改善指示に従わなかった。又は安全対策の不備により、労働災害や事故等を起こした。	10 建設機械等の安全運転のための点検、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置等安全対策がなされている。 11 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 12 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 13 第三者への安全対策がされている。 14 足場の組み立て中及び解体中、墜落災害等防止対策を実施している。(手摺先行式、親綱設備等) 15 その他 ( )		

評定点	評価値 (%)	0	0
-----	---------	---	---

## 『 2-4 対外関係 』

(監督員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
施 工 状 況	対 外 関 係	a	3	対外関係は適切であり、右記項目が80%以上確認できる。	1 工事施工にあたり、関係官公庁や関係機関等との調整をした記録があり、トラブルの発生も無かった。 2 地元との必要な調整を積極的に協力し、工事の施工に関しての苦情等に対して適切に対応し、記録がある。		
		b					
	c	2	対外関係は適切であり、右記項目が60%以上確認できる。 ※近隣との調整が不要な工事。	3 第三者からの苦情に対して適切な対応を行い、記録がある。 4 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組み、記録がある。			
	d	1	対外関係に関して、監督職員が改善指示を行った。又は右記項目が60%未満しか確認できない。	5 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 6 その他 ( )			
	e	0	改善指示に従わなかった。				
評定点	評価値 (%)				0	0	

## 『 3-1 出来形 』

(監督員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
出 来 形 及 び 出 来 ば え	出 来 形	a	4	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、右記項目が90%以上確認できる。	1 不可視部分の出来形が写真で的確に確認できる。 2 不可視部分の出来形管理において、その結果が施工記録で確認できる。 3 受注者の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 4 写真管理基準の管理項目を満足している。 5 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 6 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 7 その他 ( )		
		b	3	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、ばらつきが少しあるが、右記項目の80%以上確認できる。			
		c	2	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足しているが、ばらつきが多い。右記項目が60%以上確認できる。			
		d	1	出来形が、測定項目及び測定基準を満足しているが、規格値を越えるものがあつたため、監督職員の是正指示を受け是正を行った。又は右記項目が60%未満しか確認できない。			
		e	0	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足していないため、破壊検査を行なった。			
評定点	評価値 (%)				0	0	

## 『 3-2 品質 』

(監督員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
出 来 形 及 び 出 来 ば え	品 質	a	4	品質関係の試験結果が、規格値及び試験基準を満足している。	下表、品質管理チェックリストの評定項目が90%以上確認できる。 下表、品質管理チェックリストの評定項目が80%以上確認できる。 下表、品質管理チェックリストの評定項目が70%以上確認できる。 下表、品質管理チェックリストの評定項目が70%未満しか確認できない。		
		b	3				
		c	2	品質関係の試験結果が、規格値及び試験基準をほぼ満足しているが、ばらつきがある。			
		d	1	品質関係の試験結果が、規格値及び試験基準を満足していないものがあり、監督職員による是正指示を受け是正を行った。			
		e	0	品質関係の試験結果が、規格値及び試験基準を満足していないため、破壊検査を行った。			
評定点	評価値 (%)						

注1. 評定については、下表品質管理チェックリストにより監督員が行う。

注2. 維持管理工事等で下表品質管理チェックリストの工種に該当しない場合は、C評定とする。

## 品質管理チェックリスト

工 種	評 定 項 目	実施	確認
共通事項	1 材料、部品の品質証明の書類の内容が、実際に使用されたものと照合して設計図書の仕様を満足している。		
	2 現地状況を勘案して施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。		
	3 品質管理試験や施工状況等の品質確保の写真記録が適切である。		
	4 その他 ( )		

1. コンクリート 構造物工事 (ブロック積 擁壁等を含む)	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>鉄筋の組立及び継ぎ手部が示方書、仕様書等に定められたとおり施工されている。</li> <li>スパーサーを適正に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。</li> <li>特殊コンクリートの施工にあたって、施工条件を遵守し施工している。</li> <li>設計図書に整合した施工を実施している。</li> <li>施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)</li> <li>コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。</li> <li>形枠、支保工の取り外しに関して適正に監理していることが確認できる。</li> <li>コンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。</li> <li>コンクリートの現場養生を仕様書に従い適正に実施していることが確認できる。</li> <li>構造物基面の地盤支持力(必要地耐力)を確認している。</li> <li>その他 ( )</li> </ol>	
2. 土工事 (切土、盛土、 築堤工事等)	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>雨水による崩壊が起こらないように排水対策を実施している。</li> <li>置き換えの掘削を行う際、掘削面以下を乱さないように掘削している。</li> <li>締固めが設計図書に定められた条件を満足している。</li> <li>一層あたりのまき出し厚を管理している。</li> <li>CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っている。</li> <li>法面に有害な亀裂が無い。</li> <li>伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足している。</li> <li>残土の処理を、適正に実施している。</li> <li>その他 ( )</li> </ol>	
3. 護岸・根固 水制工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>施工基面を平滑に仕上げている。</li> <li>護岸工の端部や曲線部の処理が適正であり、必要な強度及び水密性を確保している。</li> <li>指定材料の品質が、証明書類で確認できる。</li> <li>遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>基礎工において、掘り過ぎること無く施工していることが確認できる。</li> <li>施工にあたって、床掘箇所の湧水及び滞水等を排除して施工していることが確認できる。</li> <li>その他 ( )</li> </ol>	
4. 鋼橋工事 (RC床版工事は コンクリート 構造物とする)	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主要部材の板取りは、主たる応力の方向と圧延方向とが一致しており資料も整備されている。</li> <li>主要部材の切断は自動ガス切断で行っている。また、切断面の品質が基準を満足している。</li> <li>鋼材の切断面の表面粗さが50μm以下である。</li> <li>主要部材の自由縁が規定どおり面取りされている。</li> <li>溶接工は、仕様書に定められている期間、溶接工事に従事している。</li> <li>ボルトの径等の精度が規定を満足している。</li> <li>ボルトの締付機や測定機器等の検定及び点検が所定どおり実施され、性能の確認がなされている。</li> <li>現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適正に行っている。</li> <li>鋼材の種別を確認する際、品質を証明する書類と現物とを照合している。</li> <li>溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。</li> <li>溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。</li> <li>削孔によって生じたまくれが削り取られているなど、丁寧に製作していることが確認できる。</li> <li>塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させてから施工していることが確認できる。</li> <li>素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。</li> <li>塗料の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。</li> <li>塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。</li> <li>ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーション(校正)を実施していることが確認できる。</li> <li>高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。</li> <li>高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。</li> <li>支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。</li> <li>架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる形状及び強度を有していることが確認できる。</li> <li>その他 ( )</li> </ol>	
5. 地すべり 防止工事 集水井工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>生コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果を確認している。</li> <li>生コンクリートの運搬時間や打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足している。(寒中及び暑中コンクリート等)</li> <li>コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠や支保工の取り外しを行っている。</li> <li>その他 ( )</li> </ol>	
6. 舗装工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>最大骨材の粒径や骨材の粒度分布が、仕様書で定められた条件を満足している。</li> <li>路盤の施工に先立って、路面や路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。</li> <li>アスファルト合材の搬入、搬入等各施工段階の温度を管理している。</li> <li>舗設時の気温測定や交通開放時の温度測定を実施している。</li> <li>締固め時の合材の温度が規格値を満足している。</li> <li>舗装各層の継ぎ目をずらして施工している。</li> <li>コンクリート舗装の目地を適切に施工している。</li> <li>チェアー及びタイヤを損傷などが発生しないよう適正に保管していることが確認できる。</li> <li>その他 ( )</li> </ol>	

7.法面工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土質試験を実施し、施工に反映している。</li> <li>2 施工に際して、品質に影響を及ぼす施工面の浮き石等を除去してから施工していることが確認できる。</li> <li>3 金網の重ね幅が10cm以上確保されている。</li> <li>4 吹き付け厚さが、規定値を満足していて、均等である。</li> <li>5 吹き付け厚さに応じて、必要な層に分けて施工している。</li> <li>6 アンカーが設計どおりに施工されている。</li> <li>7 現場養生が仕様書に従って実施されている。</li> <li>8 雨水による崩壊が起こらないよう排水対策を講じている。</li> <li>9 その他 ( )</li> </ol>								
工 種	評 定 項 目	実施	確認						
8.基礎工事 地盤改良工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 打設前に、杭に損傷等が無いことを確認している。</li> <li>2 水平度や安定度及び鉛直度等が確認できる。</li> <li>3 溶接の品質管理において、仕様に定められた事項を確認している。</li> <li>4 現場円周溶接部の目違いが、許容値に対して余裕があり、ばらつきも少ない。</li> <li>5 杭の施工に際して、杭の先端が支持層に到達していることを確認している。</li> <li>6 杭の施工に際して、スライムの処理を適正に行っている。</li> <li>7 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理している。</li> <li>8 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足している。</li> <li>9 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っている。</li> <li>10 その他 ( )</li> </ol>								
9.コンクリート橋 上部工工事 (PC及びRC)	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉄筋の加工、組立及び継ぎ手部が設計図書等に定められたとおり施工されている。</li> <li>2 生コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果を確認している。</li> <li>3 コンクリート打設までに錆、泥、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。</li> <li>4 生コンクリートの運搬時間や打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足している。 (寒中及び暑中コンクリート等)</li> <li>5 コンクリートの打継目部の処理が、仕様書等の規定に従い実施されている。</li> <li>6 コンクリートの養生が、仕様書の規定に従って適正に実施されている。</li> <li>7 特殊コンクリートの施工が、仕様書の規定に従って適正に実施されている。</li> <li>8 構造物と同様の養生環境におかれた供試体を用いて圧縮強度の確認を行っている。</li> <li>9 装置(機器)のキャリブレーション(校正)が実施されている。</li> <li>10 その他 ( )</li> </ol>								
10.塗装工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ケレンが入念に実施されている。</li> <li>2 気温、湿度等の条件が、共通仕様書の施工条件と合致している。</li> <li>3 塗料を使用前に攪拌し、容器内の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。</li> <li>4 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。</li> <li>5 塗り残し、気泡、むら、たれ、刷毛目等の欠陥がない。</li> <li>6 塗膜に有害な付着物がない。</li> <li>7 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分において、必要な塗膜厚を確保している。</li> <li>8 その他 ( )</li> </ol>								
11.植栽工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 植木等の生育に害のあるものが除去されている。</li> <li>2 植木等に損傷、鉢崩れ等がなく保存、養生が適切に行われている。</li> <li>3 肥料が、直接樹木の根にふれないよう均一に施肥されている。</li> <li>4 土壌の調査を行っている。(土壌特性試験等)</li> <li>5 設計で枯れ補償を計上している場合、植樹保険に加入していることが確認できる。</li> <li>6 その他 ( )</li> </ol>								
12.造園工事 公園工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用材料の品質が適正であることが、製造業者の品質証明書等で確認できる。</li> <li>2 遊具の品質管理が仕様書通りである。</li> <li>3 遊具等の遊戯施設の構造や形状寸法及び材質が、適正である。</li> <li>4 遊具等の公園施設の安全性が、確保されている。</li> <li>5 その他 ( )</li> </ol>								
13.防護柵(網)工事 標識工事 区画線工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 防護柵設置要綱・視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定に従って適正に施工し、それらの規格値を満足している。</li> <li>2 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足している。</li> <li>3 ガードケーブルを支柱に取付ける際、設計図書に定められた所定の張力をそれに与えている。</li> <li>4 区画線を消去する場合、表示材(塗料)のみの除去となり、路面への影響が最小限となっている。</li> <li>5 ペイント式(常温式)区画線に使用する薄め液(シンナー)の使用量が、塗料の10%以下である。</li> <li>6 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足している。</li> <li>7 区画線の施工にあたって 設置路面の水分、泥、砂塵及び埃を取り除いて行っていることが確認できる。</li> <li>8 その他 ( )</li> </ol>								
14.農道・林道の 新設、改良 工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 仕様書に定められている品質管理が実施されている。</li> <li>2 材料の構造や形状寸法及び材質が、設計図書等の規格を満足していて、証明書等で確認できる。</li> <li>3 切土、盛土工が設計図書等に従い適正に施工されている。</li> <li>4 道路中心線や縦横断勾配等が設計図書等に従って適正に施工されている。</li> <li>5 中心杭及び用地杭等の管理が適正に行われている。</li> <li>6 構造物周辺の締固めが仕様書等に示されている条件で施工されている。</li> </ol>								

	7 その他 ( )		
15.道路の新設、改良工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 土工やコンクリート工等において、仕様書に定められている品質管理を実施している。</li> <li>2 材料の品質及び形状が設計図書等の規格を満足して、証明書等で確認できる。</li> <li>3 道路中心線や縦横断勾配等が設計図書等に従って適正に施工されている。</li> <li>4 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施している。</li> <li>5 敷均し及び締固めを、適正な条件で施工している。</li> <li>6 地盤改良工の施工が、仕様書等に従って実施されている。</li> <li>7 コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。</li> <li>8 盛土の締固めを適正な条件(人力機械別、巻き出し厚・敷均し・締固め作業等)で施工されている。</li> <li>9 現場条件に応じた排水対策が、施工時を含め適正に講じられている。</li> <li>10 盛土の締固め管理(密度管理等)が適正に実施されている。</li> <li>11 路床の支持力の確認を行っている。</li> <li>12 その他 ( )</li> </ol>		
16.取壊し工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工計画書に定められた計画に基づき施工している。</li> <li>2 廃棄物の処理が適正である。</li> <li>3 受注者の管理記録が整備されている。</li> <li>4 その他 ( )</li> </ol>		
17.電線共同溝工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。</li> <li>2 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに偏心による段差及び蛇行等が無いよう敷設している。</li> <li>3 施工基面の支持力が、均等となるようかつ不陸が無いよう仕上げていることが確認できる。</li> <li>4 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径の規格値を満足している。</li> <li>5 その他 ( )</li> </ol>		
18.維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、応急対策等)  修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。</li> <li>2 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。</li> <li>3 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど積極的に取り組んでいる。</li> <li>4 施工後の維持管理に対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。</li> <li>5 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を講じていることが確認できる。</li> <li>6 その他 ( )</li> </ol>		
19.下水道工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[開削工]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 掘削(土留め)内の排水処理が、適正に行われている。</li> <li>2 受注者が、独自に仮設構造物の構造計算のチェックを行っている。</li> <li>3 管の吊り込み、据付けの際に十分な注意を払っていることが確認できる。</li> <li>4 ヒューム管等のクラック及び扁平等管材の品質を施工前に確認している。</li> <li>5 土留め等の計測管理を毎日実施し、その結果に基づく施工管理(対策)が実施されている。</li> <li>6 地盤改良工の効果を施工計画等と照査して実施していることが確認できる。</li> <li>7 掘削床付け面が乱されずに掘削され、浮石等がない。</li> <li>8 埋戻しに当たり、締固めを適正な条件で施工している。</li> <li>9 土留め壁の施工に際し、施工機械の水平度、安全度、壁の鉛直精度が確認できる。</li> <li>10 土留め材に損傷及び補修跡がない。</li> <li>11 その他 ( )</li> </ol> <p>[推進工]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>12 施工条件に適した推進機の選定がなされている。</li> <li>13 受注者が、独自に仮設構造物の構造計算のチェックを行っている。</li> <li>14 常に切羽及び地表面の状態を把握して施工されていることが確認できる。</li> <li>15 推進管のクラック及び欠損状況等管材の品質を施工前に確認している。</li> <li>16 日々の掘進量は常に計測管理され、かつ記録の確認ができる。</li> <li>17 裏込め材の注入に際して、注入圧等の施工及び管理状況が確認できる。</li> <li>18 地盤改良工において、その効果を施工計画等と照らし合わせて確認し施工していることが確認できる。</li> <li>19 その他 ( )</li> </ol> <p>[シールド工]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>20 シールド機が、仕様書等に基づいて適正に製作されている。</li> <li>21 受注者が、独自に仮設工の構造計算のチェックを行っている。</li> <li>22 掘進量等が、集中管理装置により常に計測管理されており、管理記録の確認ができる。</li> <li>23 セグメントに損傷や補修跡がない。</li> <li>24 セグメント組み立て時は、真円形状が保持されるように、所定のトルクでボルトの締め付けが行われ、目違い等が発生しないよう丁寧に施工されている。</li> <li>25 セグメント継ぎ手シール等の防水工が、仕様書に基づき適正に施工されている。</li> <li>26 二次コンクリート打設時に、付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。</li> <li>27 常に切羽及び地表面の状態を把握して施工されていることが確認できる。</li> <li>28 裏込め材の注入に際して、注入圧の管理等を行い適正に施工していることが確認できる。</li> <li>29 2次覆工の形枠等の取り外しに関して、コンクリートの強度等を適正に管理している。</li> <li>30 地盤改良工において、その効果を施工計画等と照らし合わせて確認し施工していることが確認できる。</li> <li>31 その他 ( )</li> </ol> <p>[管更正]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>32 工事の内容や規模に応じた品質管理基準を作成して実施している。</li> <li>33 付着物除去のための十分な高圧洗浄を行っている。</li> <li>34 材料の品質証明書が整備されている。</li> </ol>		

	35 材料の保管方法が適正である。 36 接合部分に段差や傷がない。 37 支保工が適正で裏込モルタル注入後に浮きがない。 38 モルタルの注入圧や注入量及び比重等が適正に管理されており、管理記録の確認ができる。 39 その他 ( )			
工 種	評 定 項 目	実施	確認	
20.仮設工事	関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験 1 仮設材にそり、ゆがみ、傷がない。 2 仮設材の組立・設置が確実になされ、かつ点検も行われている。 3 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等)に配慮した施工方法で実施している。 4 施工記録等により設計条件に適合した根入れ長で実施されている。 5 排水を考慮し、良好な床付け面を確保している。 6 その他 ( )			
	関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験 【機械設備工事】 1 材料や部品の品質照合の結果が、品質保証書等で確認でき設計図書の仕様を満足している。 2 設備の機能及び性能が、材料承諾書のとおり保持されている。 3 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 4 施工の各段階における成果物の試験及びその記録の方法が、適正である。 5 機器の品質、機能及び性能が設計図書の仕様を満足しており、それらが成績書にまとめられている。 6 システムの性能及び機能について、それらの確認方法等が適正であり、設計図書の仕様を満足している。 7 溶接については、品質管理基準の規格値を満足している。 8 塗装については、品質管理基準の規格値を満足している。 9 操作制御設備については、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置している。 10 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 11 配管や配線を、承諾図書のとおり施工している。 12 設備の取扱説明書を工夫して作成している。 13 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 14 機器類を、点検しやすいよう工夫して配置している。 15 設備の構造や機器類の配置について、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 16 二次コンクリートの配合試験や試験練りが実施され、その結果が試験成績表にまとめられている。 17 平常時のバルブ類の状態を、札等で分かりやすく表示している。 18 計器類に運転時の正常値を見やすく表示している。 19 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護措置を施している。 20 施工に当たって構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を講じていることが確認できる。 21 現地状況を勘案して施工方法等についての提案を行う等、積極的な取り組みが確認できる。 22 不可視部分の品質確認を行うための工事写真、施工記録等が整備されている。 23 その他 ( )			
	【電気設備工事・通信設備工事・受変電設備工事】 24 工場製作の着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 25 材料や部品の品質照合の結果が、品質保証書等で確認でき設計図書の仕様を満足している。 26 機器の品質、機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しており、それらが成績書にまとめられている。 27 システムの性能及び機能について、それらの確認方法等が適正であり、設計図書の仕様を満足している。 28 操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置している。 29 ケーブル及び配管の接続等の作業が、施工計画書に記載された手順どおりに行われ、不具合が無い。 30 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 31 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足していると共に、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 32 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 33 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できないため、工場試験等で確認している。 34 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 35 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 36 設備の構造について、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 37 不可視部分の品質確認を行うための工事写真、施工記録等が整備されている。 38 その他 ( )			
	21.設備工事			
	22.その他	関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験 1 各基準の規定に従い適正に施工している。 2 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。 3 品質及び形状が設計図書に基づき適正に施工されている。 4 その他 ( )		
	評価値	a:対象とする工種毎の確認個数の和 b:対象とする工種毎の実施個数の和 $b/a \times 100 = \%$	0	0

**B. TLの検査**

・確認個数が3以下の場合は、C判定とする。

『 2-2 工程管理 』

( T L )

項目	細別	評定	評定点	評定基準	評定項目	実施	確認
施工 工程 状況 管理	a		10	工程管理が特に優れており、右記項目が90%以上確認できる。	1 災害復旧工事や現場環境の変化等の施工上の障害が発生した工事で、時間的な制約がある中で余裕をもって工期内に完成させた。 2 関連する工事の受注者と積極的な工程調整を行い、手待ちや手戻り等を回避した。 3 地元調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 4 工程管理に係る積極的な姿勢が見受けられた。 5 工程管理を適切に行ったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 6 休日(夜間)作業がない。または休日(夜間)作業届が提出されている。(当初から休日(夜間)作業を予定している場合は評価しない) 7 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 8 4週8休以上の現場閉鎖が確保された。 9 その他 ( )		
	b		9	工程管理が優れており、右記項目が80%以上確認できる。			
	c		8	工程管理は適切であり、右記項目が50%以上確認できる。			
	d		6	自主的な工程管理がなされず、監督職員から改善指示を受け改善した。又は右記項目が50%未満しか確認できない。			
	e		5	工程管理ができていない。監督職員が文書による改善指示を行った。又は受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。			
評定点				評価値 (%)		0	0

『 2-3 安全対策 』

( T L )

項目	細別	評定	評定点	評定基準	評定項目	実施	確認
施工 安全 対策 状況	a		10	安全対策が特に優れており、右記項目が90%以上確認できる。	1 建設労働災害、公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 2 安全衛生管理体制を確立し、積極的に取り組んでいる。 3 安全衛生管理活動が活発で他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。 4 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 5 安全衛生協議会等の活動に積極的に取り組んだ。 6 安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。 7 その他 ( )		
	b		9	安全対策が優れており、右記項目が80%以上確認できる。			
	c		8	安全対策が適正であり、右記項目が50%以上確認できる。			
	d		6	安全対策に不備があり、監督職員から改善指示を受け改善した。右記項目が50%未満しか確認できない。			
	e		5	安全対策の不備により労働災害や事故等を起こした。			
評定点				評価値 (%)		0	0

『 4-1 地域への貢献等 』

( T L )

項目		細別		評定	項目	実施
特に評価すべき地域への貢献等を加點評価する。該当する数と重みを勘案して評定する。(0~2点)						
社会 会 の 貢 献 等	地域 への 貢 献 等	1		河川等の環境保全対策を講じた。 2 公園等の公共施設及び周辺地域等の環境保全、貴重種等の動物や植物の保護等を積極的に行った。 3 道路清掃等を積極的に行い、地域に貢献した。 4 現場事務所や作業場を周辺地域の景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。 5 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 6 月1回以上、積極的にボランティア活動等に参加し、地域に貢献した。 7 災害時に地域への物資援助を行ったり、積極的に救援活動に協力した。 8 積極的に地域が主催するイベントに参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 9 その他  評定項目の具体的内容 _____ _____ _____		
		2				
		3				
		4				
		5				
		6				
		7				
		8				
		9				
		その他				
評定点				実施個数		0

『 5-1 施工条件等への対応 』

( T L )

項目		細別		評定	項目	実施
工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを加點評価する項目である。						
評価に際しては、監督員からの報告を受けてTLが評価するものとする。該当する数と重みを勘案して評定する。(0~2点)						
項目	細別	1		<b>【構造物の特殊性への対応】</b> 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等が大規模又は特殊な工事		

工 事 特 性	2	対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工が特に難しい工事	
	3	その他（具体的内容を記載）	
	【都市部等の作業環境、社会条件等への対応】		
	4	地盤の変形や近接構造物及び地下埋設物等への影響に配慮する工事	
	5	周辺環境により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	
	6	騒音や振動の発生に対して、特に配慮を必要とする工事	
	7	現場内に汚水処理装置(水替え)の設置を必要とする工事	
	8	車両の通行に大きな影響を与える現道上での工事	
	9	緊急時の対応が特に必要な工事	
	10	施工箇所が広範囲に分散している工事	
	11	その他（具体的内容を記載）	
	【厳しい自然・地盤条件への対応】		
	12	特殊な地盤条件への対応が必要な工事	
	13	急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	
	14	地下水や軟弱地盤及び気象条件等の現場環境に特に影響を受けた工事	
	15	動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	
	16	その他（具体的内容を記載）	
	【施工現場での対応】		
	17	12ヶ月(一時中止期間を除く)を超える工期で、事故がなく完成した工事	
18	工程管理に大きな影響のある各種制約を受けた工事		
19	その他		
.....評定項目の具体的内容:.....			
評定点		実施個数	0

## 『 6-1 創意工夫 』

( T L )

特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。該当する数と重みを勘案して評定する。(0~2点)			
下記の工夫事項の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。			
項目	細別	評 定 項 目	実 施
創 創	<b>準備・後片付け</b>		
	1	測量や位置出しについての工夫	
	2	現地調査方法の工夫	
	3	その他( )	
	<b>施工関係</b>		
	4	施工に必要な器具・工具・装置類の工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫	
	5	工場製品(コンクリート二次製品等)や代替材の使用等の工夫	
	6	土工、地盤改良、橋梁仮設備、舗装、鉄骨建て方、コンクリート打設等の施工関係の工夫	
	7	部材・機材等の運搬や搬入(吊り方等を含む)方法の工夫	
	8	特殊な工法や材料を用いた工事	
	9	設備工事における加工や組立等又は電気工事等の配線、配管等での工夫	
	10	給排水、衛生設備工事等における配管、ポンプ類の凍結防止、エア抜き、継ぎ手等の工夫	
	11	現場照明や作業員の視界確保等の工夫	
	12	仮排水、仮設道路、迂回路等の工夫	
	13	運搬車両・施工機械等の工夫	
	14	支保工、形枠、足場及び仮設橋、覆い板、山止め等の仮設工の工夫	
	15	優れた技術力又は特殊な施工能力として評価できる技術力を発揮するための工夫	
	16	施工管理及び品質管理等の工夫	
	17	プレハブ工法の採用等、工期短縮のための工夫	
18	仮設構造物の施工の工夫		
19	騒音、振動対策等の工夫		

意 工 夫	20 環境に配慮した材料や施工方法の工夫		
	21 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫		
	22 施工計画書及び写真管理等の工夫		
	23 出来形図、品質管理や計測方法及びその結果の整理等の工夫		
	24 CAD、施工管理ソフト、土量管理システムの活用		
	25 その他( )		
	<b>品質関係</b>		
	26 集計ソフト等の活用と工夫		
	27 土工、躯体工事、設備関係の品質管理の工夫		
	28 コンクリート打設関係の工夫(材料、打設、養生、出来形品質等)		
	29 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等使用材料の工夫		
	30 配筋、溶接作業等に関する工夫		
	31 材料・機材の検査・試験に関する工夫		
	32 施工の検査や試験に関する工夫		
	33 品質管理記録の整理方法の工夫		
	34 その他( )		
	<b>安全衛生関係</b>		
	35 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育に関する工夫		
	36 安全仮設備等の工夫(落下物、墜落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺、足場等)		
	37 安全教育、技術向上講習会等、教育、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫		
	38 現場事務所、労働者宿舎等の居住空間及び設備等の工夫		
	39 酸欠対策、有毒ガス・可燃性ガスの処理及び粉塵防止対策や作業中の換気等の工夫		
	40 供用中の道路等の事故防止及び一般交通確保等のための工夫		
	41 歩行者等の安全対策の工夫		
	42 厳しい作業環境の改善に関する工夫		
	43 ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等、環境配慮への工夫		
	44 環境保全に関する工夫		
	45 その他( )		
	<b>働き方改革</b>		
	46 若手や女性技術者の登用等、担い手の確保に向けた取り組みが図られている。		
	47 その他( )		
	評定項目の具体的内容:		
	.....		
	.....		
	.....		
	評定点	実施個数	0

『 7 法令遵守等 』

( T L )

項目	減 点 基 準	評 定
法 令 遵 守 等	指名停止3ヶ月以上の処分に該当する場合	-10
	指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満の処分に該当する場合	-8
	指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満の処分に該当する場合	-6
	指名停止2週間以上1ヶ月未満の処分に該当する場合	
	文書注意	-4
	社会保険等に未加入の下請負人を使った場合	
等	高槻市ホームページ「事務処理ミス・事件・事故の公表」で工事関係者事故または公衆災害が公表された場合	-2
	口頭注意(重大なものを除く)	
	その他	
上記項目に該当しない場合		± 0点

※契約検査課と協議すること。

上記で評価する場合の適用事例

1 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
3 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
4 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
5 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
6 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
7 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
8 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
9 下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減しているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
10 過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
11 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
12 下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
13 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。

### 技術提案等確認リスト

提案項目	提案内容	TLの確認	
		施工計画書への記述	施工時の確認

※ 担当TLは、総合評価落札方式で受注者を決定した工事について、このリストを作成する。

**C. 検査員の検査**

- ・評定項目が、対象となるものを評価する。
- ・確認個数が3以下の場合、C評定とする。

『 2-1 施工管理 』

(検査員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
施 工 状 況	施 工 管 理	a	10	施工管理が特に優れており、右記項目が90%以上確認できる。	1 設計図書の照査を行ってから施工している。 2 工事材料の資料整理及び確認がなされている。 3 施工計画書が、工事着手前に提出されていて、所定の項目が適正に記載されていると共に、設計図書の内容及び現場条件を反映したもとなっている。 4 現場条件や施工計画に変更が生じた場合は、その都度、当該工事着手前に変更施工計画書を提出している。 5 工事材料の品質に影響がないようそれらを保管している。 6 品質確保のための対策及び施工に関する独自の工夫が見られる。 7 安全確保のための対策及び施工に関する独自の工夫が見られる。 8 足場の組み立て中及び解体中、墜落災害等防止対策を実施していることが確認できる。(手摺先行式、親綱設備等) 9 協議録(工事打合せ簿)を適時、的確に作成している。 10 立会確認の手続きを事前に行っている。 11 施工体制台帳、施工体系図が整備され、作業分担と責任の範囲が書面で確認できる。 12 品質証明体制が確立され、書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っている。 13 指定材料の品質証明書及び工事記録写真等の整理に工夫がある。 14 受注者が作成した工事関係書類に、不足や間違いがない。 15 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって的確に行っている。 16 建設副産物や産業廃棄物の処分地までの経路図や追跡写真が整理されている。 17 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 18 看板が適正に設置されている。(工事標示板・施工体系図・労災保険関係成立票・建設業許可票・建退共標識) 19 休日作業届に合理的な理由が記載されている。 20 現場代理人・主任(監理)技術者は検査員が行う検査に全て立会をした。 21 検査時に現場代理人及び主任(監理)技術者が、立会い説明した。 22 現場の後片付け、清掃が丁寧に行われている。 23 その他 ( )		
		b	9	施工管理が優れており、右記項目が80%以上確認できる。			
		c	8	施工管理が適正であり、右記項目が60%以上確認できる。			
		d	6	施工管理に不備があり、監督職員が改善指示を行い改善した。又は右記項目が60%未満しか確認できない。			
		e	5	施工管理について不備があり、監督職員が改善指示を行なったが、それに従わなかった。			
評定点				評価値 (%)		0	0

『 3-1 出来形 』

(検査員)

項目	細別	評定	評定 点	評 定 基 準	評 定 項 目	実施	確認
出 来 形 及 び 出 来 ば え	出 来 形	a	11	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、右記項目が90%以上確認できる。	1 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、出来形管理を実施している。 2 出来形の管理記録を適正に整理している。 3 出来形を容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 4 出来形の測定結果について、完成後の不可視部分が写真で明確に判定できる。 5 写真管理基準の管理項目を満足している。 6 出来形が設計図書を満足し、適正な施工であることが確認できる。 7 出来形が、設計値を満足し施工の精度が高い。 8 出来形図に間違いが無い。 9 承認図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 10 塗装管理基準に基づき塗膜厚管理をしている。 11 溶接管理基準に基づき溶接の出来形管理をしている。 12 分解整備における既存部品等の摩耗、損傷等について、整備前の劣化状況及び整備後の回復状況を図表等を用いて記録している。		
		b	10	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足しているが、ばらつきが若干ある。右記項目が80%以上確認できる。			
		c	9	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足しているが、ばらつきが多い。右記項目が60%以上確認できる。			
		d	7	出来形が、測定項目、及び測定基準及び規格値を満足しているが、規格値を越えるものがあつたため、文書による改善指示を行った。又は右記項目が60%未満しか確認できない。			

	e	5	出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足していないため、破壊検査を行なった。	13 機器等の測定(試験)結果を、管理図表などに記録し、適正な施工管理をしている。 14 配線(管)の接続先等を分かりやすく、正確に表示している。 15 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 16 解体又は撤去工事において、撤去対象物の数量等を正確に把握し、廃棄物等を適正に処分している。 17 その他 ( )		
評定点			評価値 (%)		0	0

『 3-2 品 質 』

(検査員)

項目	細別	評定	評定値	評 定 基 準	
出来形及び出来ばえ	a	11	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきがない。	下表、品質管理チェックリストの評定項目が90%以上確認できる。	
	b	10	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、ばらつきが少ない。	下表、品質管理チェックリストの評定項目が80%以上確認できる。	
	c	9	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足しているが、ばらつきが多い。	下表、品質管理チェックリストの評定項目が60%以上確認できる。	
	d	7	品質関係の試験結果が、規格値及び試験基準を満足していないため、監督職員が改善指示を行った。又は下表品質管理チェックリストの評定項目が60%未満しか確認できない。		
	e	5	検査員が修補指示を行った。		
評定点			評価値(下表参照) (%)		

※ 維持管理工事等で下表品質管理チェックリストの工種に該当しない場合は、C判定とする。

品質管理チェックリスト (検査員)

(土木工事)

工 種	評 定 項 目	実施	確認
共通事項	1 仕様書等で定められた品質管理が実施されている。(2次製品等の確認(規格値・試験基準))		
	2 材料の品質、規格等の性能が、明確に証明されている。(2次製品等の確認(規格値・試験基準))		
	3 施工に先立ちコンクリートの配合試験又は試験練りを行っており、コンクリートの品質(圧縮強度、水セメント比、最大骨材粒径、単位水量、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。		
	4 現場の整理、整頓、清掃が行われている。		
	5 その他( )		
1. コンクリート 構造物工事 (ブロック積擁壁等を含む)	関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験		
	1 コンクリート打継部が、仕様書に従い適正に施工されている。		
	2 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。		
	3 コンクリートの養生を適正に行い、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。		
	4 コンクリートの打設前に、打継ぎ目の処理を適正に行っていることが確認できる。		
	5 鉄筋の品質が、証明書等で確認できる。		
	6 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	7 コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	8 スペースの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。		
	9 型枠セパレーター跡からの漏水がない。		
	10 クラックの発生がない		
	11 2次製品の使用が適正である。		
	12 石積、ブロック等の裏込めコンクリートが適正な施工であることが確認できる。		
13 その他( )			
2. 土工事 (切土、盛土 築堤工事等)	関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験		
	1 土質毎の試験成績表が整備されている。		
	2 雨水による崩壊が起こらないよう対策を講じていることが確認できる。		
	3 段切りを設計図書に基づき行って施工していることが確認できる。		
	4 締固めを設計図書に基づき行っていることが確認できる。		
	5 一層あたりのまき出し厚を設計図書に基づき管理していることが確認できる。		
	6 芝張り及び種子吹付を設計図書に基づき行っていることが確認できる。		
	7 構造物の周囲の締固めを設計図書に基づき行っていることが確認できる。		
	8 密度試験等、土工の品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。		
	9 盛土等の表面に有害な亀裂等が無い。		
	10 残土の処理が適正に実施されている。		
11 その他( )			

3.護岸・根固水制工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。</li> <li>2 裏込材及び胴込めコンクリート等の締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。</li> <li>3 積ブロック、緑化ブロック、石積(張)、法枠、かごマット等において、材料の結合又は連結が緊密であることが確認できる。</li> <li>4 石積(張)工において、石の大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>5 護岸工の端部や曲線部の施工において、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。</li> <li>6 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生方法が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>7 設計図書で性能指定を行っている材料の性能及び品質が、証明書類で確認できる。</li> <li>8 コンクリートブロック等に欠け等の損傷が無いことが確認できる。</li> <li>9 埋戻しの材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>10 構造物に有害なクラックが無い。</li> <li>11 その他( )</li> </ol>	
4.鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物とする)	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[工場製作関係]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 鋼材の品質を証明する書類等と現物を照合していることが確認できる。</li> <li>2 欠陥の発生が見られないことが確認できる。</li> <li>3 その他( )</li> </ol> <p>[架設関係]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 ボルトの締付確認を実施し、記録していることが確認できる。</li> <li>5 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討し、考慮して施工していることが確認できる。</li> <li>6 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適正に行っていることが確認できる。</li> <li>7 現場塗装において、温度、湿度、風速等の測定を行っていることが確認できる。</li> <li>8 その他( )</li> </ol>	
5.地すべり防止工事(集水井工事)	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</li> <li>2 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</li> <li>3 コンクリートの養生を適正に行い、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</li> <li>4 地山との取り合いを適切に行っていることが確認できる。</li> <li>5 鉄筋及び鋼材の材質及び品質を、証明書類等により確認できる。</li> <li>6 有害なクラックが無い。</li> <li>7 アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることを確認できる。</li> <li>8 ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。</li> <li>9 ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。</li> <li>10 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように配慮して施工していることが確認できる。</li> <li>11 その他( )</li> </ol>	
工 種	評 定 項 目	実施 確認
6.舗装工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[路床路盤工関係]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設計図書に定められた試験方法でCBR値を求めていることが確認できる。</li> <li>2 路床及び路盤工のプルフローリング試験を行っていることが確認できる。</li> <li>3 路床及び路盤の密度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>4 路盤の安定処理について、材料が均一になるよう施工していることが確認できる。</li> <li>5 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。</li> <li>6 路床盛土において、構造物との接続箇所や狭い箇所での締固めを、タンパ等の小型締固め機械で施工していることが確認できる。</li> <li>7 その他( )</li> </ol> <p>[アスファルト舗装工関係]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>8 アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。</li> <li>9 プラント出荷時、現場到着時、舗設時において、アスファルト混合物の温度及び気温を測定し、記録していることが確認できる。</li> <li>10 舗設後の交通開放について、定められた条件を満足して行っていることが確認できる。</li> <li>11 アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。</li> <li>12 アスカーブについて、細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。</li> <li>13 路肩や縁端部が丁寧に施工されている。</li> <li>14 密度が、設計図書等の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>15 その他( )</li> </ol> <p>[コンクリート舗装工関係]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>16 コンクリートの配合試験又は試験練りを行っており、コンクリートの品質(圧縮強度、水セメント比、最大骨材粒径、単位水量、塩化物総量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</li> <li>17 生コンクリート搬入時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</li> <li>18 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</li> <li>19 材料が分離しないようコンクリートを打設していることが確認できる。</li> <li>20 その他( )</li> </ol>	

7.法面工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[共通]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 施工面を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工)</li> <li>2 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締めを十分行っていることが確認できる。</li> <li>3 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を講じていることが確認できる。</li> <li>4 その他( )</li> </ol> <p>[種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。</li> <li>6 ネット等の接合部に隙間が生じていないことが確認できる。</li> <li>7 ネット等が破損していないことが確認できる。</li> <li>8 吹付け厚さが均等であることが確認できる。</li> <li>9 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>10 施工時期が適正であることが確認できる。</li> <li>11 その他( )</li> </ol> <p>[コンクリート又はモルタル吹付工関係]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>12 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>13 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。</li> <li>14 金網が破損していないことが確認できる。</li> <li>15 吹付け厚さが均等であることが確認できる。</li> <li>16 吹付けの設計厚に応じて、2回以上に分けて施工していることが確認できる。</li> <li>17 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を適正に行っていることが確認できる。</li> <li>18 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。</li> <li>19 水抜きパイプが適正に配置されている。</li> <li>20 その他( )</li> </ol> <p>[現場打法枠工関係(プレキャスト法枠工を含む)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>21 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>22 アンカーの施工について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>23 アンカーが確実に固定されている。</li> <li>24 現場養生が、設計図書の仕様を満足して実施されていることが確認できる。</li> <li>25 枠内に空隙が無いことが確認できる。</li> <li>26 層間にはく離が無いことが確認できる。</li> <li>27 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を適正に行っていることが確認できる。</li> <li>28 その他( )</li> </ol>	
8.基礎工事 地盤改良工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[基礎関係(コンクリート杭・鋼管杭・鋼管井筒、場所打杭、深礎等)]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 既製杭の打止めの方法及び場所打杭の施工方法が適正であることが、その記録により確認することができる。</li> <li>2 水平度、鉛直度等の出来形が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>3 溶接の施工に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>4 支持地盤に達していることが、掘削深や掘削土の土質等により確認できる。</li> <li>5 掘削深、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内での安定液の濃度並びに比重等が、設計図書等を満足していることが確認できる。</li> <li>6 配筋及びコンクリートの打設方法等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>7 ライナープレートの組み立てにあたり、偏心及び歪みに配慮して施工していることが確認できる。</li> <li>8 裏込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。</li> <li>9 強度、セメントミルクの比重等の品質管理の資料を整理していることが確認できる。</li> <li>10 その他( )</li> </ol> <p>[地盤改良関係]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>11 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>12 セメントミルクの比重、スラリー吐出量、強度等の品質管理の資料を整理していることが確認できる。</li> <li>13 事前に土質試験を実施して、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。</li> <li>14 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を保持していることが確認できる。</li> <li>15 その他( )</li> </ol>	
9.コンクリート橋 上部工事 (PC及びRC)	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生コンクリート搬入時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</li> <li>2 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</li> <li>3 コンクリートの養生を適正に行い、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</li> <li>4 鉄筋の材質及び品質を、証明書等により確認できる。</li> <li>5 鉄筋の性能の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>6 鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>7 コンクリートの養生方法が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>8 スペースの設置について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>9 プレベーム桁のプレストレスとの導入が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>10 使用する装置及び機器のキャリブレーション(較正)を作業前に実施していることが確認できる。</li> <li>11 プレベーム桁及びプレストレスの導入が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> <li>12 プレストレスング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</li> </ol>	

	<p>13 コンクリート圧縮試験に、現場養生を行った供試体を用いていることが確認できる。</p> <p>14 有害なクラックが無い。</p> <p>15 その他( )</p>		
10.塗装工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>1 塗装面を十分に乾燥させた後に施工していることが確認できる。</p> <p>2 ケレンを入念に行っていることが確認できる。</p> <p>3 天候の確認、気温及び湿度を測定して、塗装作業を行っていることが確認できる。</p> <p>4 塗料の空缶が写真等で確実に空であることが確認できる。</p> <p>5 塗残り、むら、ながれ、しわ等が無く、適正に塗装されていることが確認できる。</p> <p>6 溶接部や接合部等構造の複雑な部分において、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。</p> <p>7 塗料の品質及び出荷証明書により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。</p> <p>8 その他( )</p>		
11.植栽工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>1 土壌硬度試験及び土壌試験(pH)を実施し施工に反映している。</p> <p>2 活着が促されるよう植栽後の管理を行っていることが確認できる。</p> <p>3 植栽後、余刺枝の剪定、整形、その他必要な手入れを行っていることが確認できる。</p> <p>4 肥料が直接樹木の根に触れないようまた均一に施肥していることが確認できる。</p> <p>5 植栽する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘りその底部を耕していることが確認できる。</p> <p>6 支柱を堅固にまた適正に設置していることが確認できる。</p> <p>7 その他( )</p>		
12.造園工事 公園工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[石工事・修景施設工]</p> <p>1 使用材料の品質が適正であることが証明書等で確認できる。</p> <p>2 石材の規格及び寸法が適正である。</p> <p>3 使用材料の品質管理に修景的配慮がされている。</p> <p>4 その他( )</p> <p>[遊戯施設工]</p> <p>5 遊具の性能及び品質が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>6 施設の構造、形状寸法、材質、安全性が適正である。</p> <p>7 その他( )</p>		
13.防護柵(網)工事 標識工事 区画線工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>1 防護柵等の基礎の掘削床付け面において、地山を乱さないようまた不陸が生じないように配慮して施工していることが確認できる。</p> <p>2 防護柵等の基礎が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>3 防護柵等の支柱を、既設舗装面へ影響が無いよう設置していることが確認できる。</p> <p>4 基礎設置箇所の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。</p> <p>5 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>6 ガードケーブルを支柱に取付ける際、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。</p> <p>7 ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する際、基礎コンクリートの強度が設計図書に定められた値以上であることが確認できる。</p> <p>8 区画線の厚さが試験片等により設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>9 区画線の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>10 区画線の消去が、表示材(塗料)のみの除去となっていて、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。</p> <p>11 プライマーの施工にあたって、路面に均一に塗布していることが確認できる。</p> <p>12 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>13 その他( )</p>		
14.農道・林道の 新設、改良工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>1 仕様書に定められている品質管理が実施されている。</p> <p>2 材料の品質及び形状が設計図書等の仕様を満足していることが確認ができる。</p> <p>3 立木等が、関係法令の規定に基づき適正に処理されている。</p> <p>4 切土、盛土が設計図書等に従い適正に施工されている。</p> <p>5 中心線や縦横断勾配等が設計図書等に従い適正に施工されている。</p> <p>6 中心杭及び用地幅杭等の管理が適正に行われていることが確認できる。</p> <p>7 構造物周辺の締め固めが仕様書等に従い適正に施工されている。</p> <p>8 その他( )</p>		
	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[共通]</p> <p>1 土工、コンクリート工等において、仕様書に定められている品質管理が実施されている。</p> <p>2 材料の品質及び形状が設計図書等の仕様を満足していることが確認ができる。</p> <p>3 中心線、縦横断勾配等が設計図書等に従い適正に施工されている。</p> <p>4 その他( )</p> <p>[土工]</p> <p>1 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を講じていることが確認できる。</p> <p>2 敷き均し、締め固めを適正に施工していることが確認できる。</p> <p>3 構造物周辺の締め固めが仕様書等に従い適正に施工されている。</p> <p>4 張芝や種子吹付け等が適正に施工されていることが確認できる。</p> <p>5 地盤改良工が仕様書等に従い適正に施工されている。</p> <p>6 その他( )</p>		

15.道路の新設、改良工事	<p>[コンクリート工]</p> <p>7 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適合しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>8 コンクリートの養生を適正に行い、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</p> <p>9 鉄筋の加工及び組立が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>10 スペースラーの設置について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>11 有害なクラックが無い。</p> <p>12 その他( )</p> <p>[補強土壁工]</p> <p>13 盛土材料の土質が適正である。</p> <p>14 盛土の締固めが適正な方法(使用機械、巻き出し厚、敷均しや締固めの方法等)で施工されている。</p> <p>15 プレキャスト製品や材料等の品質が工場製作の品質管理結果により確認できる。</p> <p>16 現場条件に応じた適切な排水対策が講じられている。</p> <p>17 盛土の締固めが密度試験等の結果により適正に実施されていることが確認できる。</p> <p>18 その他( )</p>	
16.取壊し工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>1 廃棄物等の分別や再資源化を適正に実施している。</p> <p>2 施工計画書に基づき施工を行っている。</p> <p>3 廃棄物の処理が適正である。</p> <p>4 受注者の施工管理の記録が整備されている。</p> <p>5 不可視部分の写真が分かりやすく撮影され、整理されている。</p> <p>6 その他( )</p>	
17.電線共同溝工事	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>1 設計図書で性能指定を行っている材料の性能及び品質が、証明書類で確認できる。</p> <p>2 プラント出荷時、現場到着時、舗設時において、アスファルト混合物の温度及び気温を測定し、記録していることが確認できる。</p> <p>3 曲線部等特殊な部分の施工において、隣接するブロック間に段差や蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。</p> <p>4 埋戻しが、設計図書の仕様を満足して施工されていることが確認できる。</p> <p>5 舗装の仮復旧が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。</p> <p>6 管枕及び埋設シートの設置深さ及び本体の土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>7 電線管が、管種及び管径に応じた最小曲げ半径を満足して敷設されていることが確認できる。</p> <p>8 その他( )</p>	
18.維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、応急対応等)  修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[維持工事]</p> <p>1 使用する材料の品質・形状等が適正であり、かつ現場において材料確認を適宜、的確に行っていることが確認できる。</p> <p>2 構造物の劣化状況を十分把握して、適切な対策を講じていることが確認できる。</p> <p>3 監督職員の指示事項に関して、現場の状況を勘案して構造や施工方法についての提案を行う等、積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p>4 緊急を要する作業について、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。</p> <p>5 その他( )</p> <p>[修繕工事]</p> <p>6 使用する材料の品質・形状等が適正であり、かつ現場において材料確認を適宜、的確に行っていることが確認できる。</p> <p>7 構造物の劣化状況を十分把握して、適切な対策を講じていることが確認できる。</p> <p>8 監督職員の指示事項に関して、現場の状況を勘案して構造や施工方法についての提案を行う等、積極的に取り組んでいることが確認できる。</p> <p>9 施工後の維持管理や修繕サイクル等についての提案を行っていることが確認できる。</p> <p>10 その他( )</p>	
工 種	評 定 項 目	実施 確認
	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[共通]</p> <p>1 マンホール部品の規格や品質が適正であることをミルシート等で確認できる。</p> <p>2 管材の規格や品質が適正であることを品質証明書等で確認できる。</p> <p>3 生コンクリート搬入時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。</p> <p>4 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適合しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>5 その他( )</p> <p>[開削工]</p> <p>6 砂基礎等の締固めを適正に施工しており、管の周囲に空隙が生じていない。</p> <p>7 管の接合が適正であることが確認できる。</p> <p>8 材料の規格や品質が適正であることを品質証明書等で確認できる。</p> <p>9 中心線の通りが良い。</p> <p>10 締固めが設計図書の仕様を満足して施工されていることが確認できる。</p> <p>11 管にたわみ等が生じないよう規定の勾配で埋設されていることが確認できる。</p> <p>12 基盤面や基礎の上面に不陸が生じていないことが確認できる。</p> <p>13 コンクリート構造物を丁寧に施工していることが窺える。</p>	

19.下水道工事	<p>14 工事の内容や規模に応じた品質管理基準を作成して実施している。</p> <p>15 土留め壁(鋼矢板、連続地中壁等)からの漏水を確認し、適切な対策を講じている。</p> <p>16 その他( )</p> <p>[推進工]</p> <p>17 日々の測量及び測定結果に基づいた施工が行われていることが確認できる。</p> <p>18 掘進状況等が記録された施工データにより確認できる。</p> <p>19 地盤改良(薬液注入)工の施工状況が管理データにより確認できる。</p> <p>20 工事の内容や規模に応じた品質管理基準を作成して実施している。</p> <p>21 管の継手が適正に施工され、漏水がないことが確認できる。</p> <p>22 その他( )</p> <p>[シールド工]</p> <p>23 セグメントの規格や品質が適正であることを品質証明書等で確認できる。</p> <p>24 溶接に携わる作業者の技能の確認を行っている。</p> <p>25 掘進状況等が記録された施工データにより確認できる。</p> <p>26 裏込め材の注入状況が管理データにより確認できる。</p> <p>27 地盤改良(薬液注入)工の施工状況が管理データにより確認できる。</p> <p>28 工事の内容や規模に応じた品質管理基準を作成して実施している。</p> <p>29 セグメントが仕様書に基づいて製作されている。</p> <p>30 セグメント組み立て後及び覆工コンクリート等から漏水がないことが確認できる。</p> <p>31 セグメント組み立て後及び覆工コンクリート等にクラックの発生や欠損がないことが確認できる。</p> <p>32 その他( )</p> <p>[管更正]</p> <p>33 工事の内容や規模に応じた品質管理基準を作成して実施している。</p> <p>34 付着物除去のための洗浄を入念に行っていることが確認できる。</p> <p>35 材料の規格や品質が適正であることを品質証明書等で確認できる。</p> <p>36 材料の保管方法が適正であることが確認できる。</p> <p>37 接合部に段差や傷がない。</p> <p>38 支保工が適正に施工され裏込め材の注入後に浮きがない。</p> <p>39 裏込め材の施工状況が管理データにより確認できる。</p> <p>40 裏込め材の圧縮強度が適正であることが確認できる。</p> <p>41 その他( )</p>		
	<p>関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>1 仮設材にそりやゆがみ及び損傷がない。</p> <p>2 仮設材の組立や設置方法が適正であり、かつ日々の点検も行われている。</p> <p>3 周辺環境(騒音・振動・地盤変動等の抑制)に配慮した施工方法を採用している。</p> <p>4 土留矢板の根入れ長が適正であることが確認できる。</p> <p>5 排水を考慮した適切な床付けを行っている。</p> <p>6 その他( )</p>		
	<p>関連基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>[機械設備工事]</p> <p>1 設備の機能や性能が材料承諾書のとおりであり、品質の確認ができる。</p> <p>2 設計図書の仕様に基づいて詳細設計を行い、その結果を承諾書として提出していることが確認できる。</p> <p>3 塗装の品質管理について、管理データにより品質の確認ができる。</p> <p>4 操作盤や制御装置において、スイッチや表示灯が承諾書のとおり配置され、操作や作動に支障が無いことが確認できる。</p> <p>5 操作盤や制御装置の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の適正な作動が確認できる。</p> <p>6 設備の取扱説明書を分かりやすく工夫して作成している。</p> <p>7 完成図書(取扱説明書)に設備の点検及び部品等の交換方法について、記載している。</p> <p>8 機器類を点検や部品の交換作業が容易にできるよう工夫して配置している。</p> <p>9 二次コンクリートの配合試験等を行い、試験成績表にまとめていることが確認できる。</p> <p>10 パルプ類の平時の状態を示す札等を分かりやすく表示している。</p> <p>11 計器類に運転時の指示範囲を見やすく表示している。</p> <p>12 回転部や高温部等に危険箇所であることを表示し、又は防護措置を講じている。</p> <p>13 構造物の劣化状況を十分把握して、適切な対策を講じていることが確認できる。</p> <p>14 施工の各段階の完了時における試験及びその結果の記録方法が、適正であることが確認できる。</p> <p>15 材料の品質確認の結果が、分かりやすく整理されている。</p> <p>16 施工の品質が、適正であり、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>17 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p>18 機器(装置)の機能や性能に係る試運転による作動確認の方法が適正であり、その記録内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>19 機器の表示灯の機能や性能に係る試運転による作動確認の方法が適正であることを確認できる。</p> <p>20 完成後に不可視となる部分の品質が、工事写真や施工記録により確認できる。</p> <p>21 中間検査等の検査時に、工夫して施工することで良好な品質を確保していることが確認できる。</p> <p>22 運転や点検上の注意点及び危険箇所等が分かりやすく表示されている。</p> <p>23 その他( )</p> <p>[電気・通信・受変電設備工事]</p> <p>24 機器の品質や機能及び性能が設計図書を満足していて、試験成績書や工場検査記録にまとめられていることが確認できる。</p> <p>25 操作盤や制御設備について、スイッチや表示灯が承諾書のとおり配置され、操作や作動に支障が無いことが確認できる。</p> <p>26 設備の機能や性能が材料承諾書のとおりであり、品質の確認ができる。</p>		
20.仮設工工事			
21.設備工事			

	<p>27 操作盤や制御装置の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の適正な作動が確認できる。</p> <p>28 現場条件によって機器の機能及び性能が確認できない場合において、工場検査等で確認していることが確認できる。</p> <p>29 設備の取扱説明書を工夫して作成していることが確認できる。</p> <p>30 完成図書(取扱説明書)に設備の点検及び部品等の交換方法について、記載している。</p> <p>31 機器類を点検や部品の交換をしやすいよう工夫して配置している。</p> <p>32 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。</p> <p>33 完成図書に、設備の機能や性能に関する整理された資料や分かりやすい取扱説明書を整備している。</p> <p>34 完成図書に、製品の製造年月日及び製造者が記載された資料を整備している。</p> <p>35 施工の各段階の完了時における試験及びその結果の記録方法が、適正であることが確認できる。</p> <p>36 施工の品質が、適正であり、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>37 機器類の品質確認の結果が、分かりやすく整理されている。</p> <p>38 施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。</p> <p>39 機器(装置)の機能や性能に係る試運転による作動確認の方法が適正であり、その記録内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>40 機器(装置)の機能や性能に係る試運転による作動確認の方法が適正であり、その記録内容が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>41 完成後に不可視となる部分の品質が、工事写真や施工記録により確認できる。</p> <p>42 中間検査等の検査時に、工夫して施工することで良好な品質を確保していることが確認できる。</p> <p>43 運転や点検上の注意点及び危険箇所等が分かりやすく表示されている。</p> <p>44 その他( )</p>			
22.その他	<p>関連基準、その他設計図書に定められた試験</p> <p>1 各基準の規定に従い適正に施工していることが確認できる。</p> <p>2 仕様書等で定められている品質管理が実施されていることが確認できる。</p> <p>3 品質及び機能が設計図書に基づき適正に施工されていることが確認できる。</p> <p>4 その他( )</p>			
評価値	<p>a:対象とする工種毎の確認個数の和</p> <p>b:対象とする工種毎の実施個数の和</p> <p><math>b/a \times 100 = \%</math></p>	0	0	

『 3-3 出来ばえ 』

(検査員)

項目	細別	評定	評定点	評 定 基 準	
出来形及び出来ばえ	出来ばえ	a	11	仕上げが丁寧で、美観が優れている。	下表、出来ばえチェックリストの評定項目が90%以上確認できる。
		b	10		下表、出来ばえチェックリストの評定項目が80%以上確認できる。
		c	9	仕上げ及び美観が良い。	下表、出来ばえチェックリストの評定項目が60%以上確認できる。
		d	7	仕上げ及び美観が劣っている。	下表、出来ばえチェックリストの評定項目が60%未満しか確認できない。
		e	5	仕上げ及び美観が悪いため、手直しを要する。	
評定点				評価値(下表参照)(%)	

※ 維持管理工事等で下表出来ばえ項目チェックリストの工種に該当しない場合は、C判定とする。

出来ばえチェックリスト (検査員)

(土木工事)

工 種	評 定 項 目	実施	確認
1. コンクリート 構造物工事(ブ ロック積擁壁等)	1 コンクリート構造物の表面の状態が良い。		
	2 コンクリート構造物の通りが良い。		
	3 クラックが無い。		
	4 天端や端部等の仕上げが良い。		
	5 漏水が無い。		
	6 全体的な仕上がりが良い。		
	7 不可視部分を含む全体的な仕上がりが良い。		
	8 その他( )		
	1 法面が規定の勾配で施工されていて、仕上げが良い。		
	2 切土面の浮石等の有害物を除去し、適正に施工している。		
	3 法勾配の変化部に緩和部を設ける等適正に施工している。		

2.土工事 (切土、盛土築堤 等工事)	4 湧水や滞水等で施工面の崩壊が発生しないよう適切な対策が講じられている。 5 施工基面の木根等を除去して、適正に施工している。 6 施工に影響する構造物等との接続部を設計図書を満足するよう施工している。 7 構造物の通りが良い。 8 構造物へのすりつけ等が良い。 9 天端及び端部の処理が良い。 10 全体的な美観が良い。 11 その他( )		
3.護岸・根固 水制工事	1 通りが良い。 2 材料の接合が良く、クラックが無い。 3 天端及び端部の仕上げが良い。 4 既設構造物へのすりつけ等が良い。 5 全体的な美観が良い。 6 その他( )		
4.鋼橋工事 (RC床版工事は コンクリート 構造物とする)	1 桁等の表面に補修跡が無い。 2 部材表面に有害な傷等が無い。 3 溶接に均一性がある。 4 塗装に均一性がある。 5 全体的な美観が良い。 6 その他( )		
5.地すべり防止工 事(集水井工事)	1 地山との接続部の施工が良い。 2 天端や端部の仕上げが良い。 3 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが確認できる。 4 全体的な美観が良い。 5 その他( )		
6.舗装工事	1 舗装の平坦性が良い。 2 構造物の通りが良い。 3 雨水処理が良い。 4 端部処理が良い。 5 全体的な美観が良い。 6 構造物へのすりつけ等が良い。 7 清掃が行き届いている 8 その他( )		
工 種	評 定 項 目	実 施	確 認
7.法面工事	1 通りが良い。 2 植生、吹付等の状態が均一である。 3 端部処理が良い。 4 全体的な美観が良い。 5 その他( )		
8.基礎工事 地盤改良工事	1 土工関係の仕上げが良い。 2 通りが良い。 3 端部及び天端の仕上げが良い。 4 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが確認できる。 5 その他( )		
9.コンクリート橋 上部工事 (PC及びRC)	1 コンクリート構造物の表面の状態が良い。 2 コンクリート構造物の通りが良い。 3 天端及び端部の仕上げが良い。 4 支承部の仕上げが良い。 5 有害なクラックが無い。 6 全体的な美観が良い。 7 その他( )		
10.塗装工事	1 塗装の均一性が良い。 2 細部まで丁寧な施工をしている。 3 補修跡が無い。 4 ケレンの施工状況が良好である。 5 全体的な美観が良い。 6 その他( )		
11.植栽工事	1 樹木の活着状況が良い。 2 支柱の取り付けが丁寧に施工されている。 3 支柱の取り付けが堅固である。 4 全体的な美観が良い。 5 その他( )		
	1 表土保全の仕上がり状態が適正である。 2 敷地のラウンディングの仕上がり状態が適正である。 3 土壌改良の表面仕上がり状態が適正である。 4 表土や盛土の表面仕上がり状態が適正である。 5 築山の納まり等仕上がり状態が適正である。		

12.造園工事 公園工事	<p>6 芝付・吹付け等の仕上がりが状態が適正である。</p> <p>7 法面の通りや端部処理等の仕上がりが状態が適正である。</p> <p>8 使用材料の品質管理を適正に行っていることが証明書等で確認できる。</p> <p>9 使用材料の選定に修景的配慮がされている。</p> <p>10 石組・景石工の仕上がりが状態が適正である。</p> <p>11 舗装の仕上がりが状態が適正である。</p> <p>12 表面排水勾配及び仕上げ高さが適正である。</p> <p>13 目地の施工が適正である。</p> <p>14 遊具設置の仕上がりが適正である。</p> <p>15 遊具の品質規格が仕様書通りであることが確認できる。</p> <p>16 遊具等の施設の構造、形状寸法、材質、安全性は適切である。</p> <p>17 コンクリート基礎やその他の部材の面取りに十分な安全への配慮がなされている。</p> <p>18 ボルト等の危険な突起物が無い。</p> <p>19 木材については、ササクレや割れに対する配慮がなされている。</p> <p>20 その他( )</p>	
13.防護柵(網)工事 標識工事 区画線工事	<p>[防護柵(網)]</p> <p>1 通りが良い。位置や高さが適切である。</p> <p>2 端部処理が良い。</p> <p>3 丁寧に施工されている。</p> <p>4 部材表面に有害な傷や錆が無い。</p> <p>5 既設構造物等とのすりつけが良い。</p> <p>6 全体的な美観が良い。</p> <p>7 その他( )</p> <p>[標識工事]</p> <p>8 安全に配慮した位置に設置されている。</p> <p>9 標識板の向きや角度及び支柱の垂直度が良い。</p> <p>10 標識板の支柱に変色や傷が無い。</p> <p>11 支柱基礎の周囲が入念に埋め戻されている。</p> <p>12 丁寧に施工されている。</p> <p>13 全体的な美観が良い。</p> <p>14 看板・サイン等の記載内容が適切である。</p> <p>15 その他( )</p> <p>[区画線工事]</p> <p>16 塗料が均一に塗布されている。</p> <p>17 視認性が良い。</p> <p>18 舗装面への接着状態が良い。</p> <p>19 清掃が入念に実施されている。</p> <p>20 端部処理が良い。</p> <p>21 丁寧に施工されている。</p> <p>22 全体的な美観が良い。</p> <p>23 その他( )</p>	
14.農道、林道の 新設、改良工事	<p>1 土工の天端や端部の仕上げが良い。</p> <p>2 切土や盛土法面の通りが良い。</p> <p>3 土工と構造物とのすりつけが良い。</p> <p>4 中心線や縦横断等の勾配が適正である。</p> <p>5 構造物にクラックや損傷が無い。</p> <p>6 雨水等排水処理が良い。</p> <p>7 全体的な美観が良い。</p> <p>8 その他( )</p>	
15.道路の 新設、改良工事	<p>1 土工の天端や端部の仕上げが良い。</p> <p>2 切土や盛土法面の通りが良い。</p> <p>3 中心線や縦横断等の勾配が適正である。</p> <p>4 コンクリート構造物の表面状態が良い。</p> <p>5 構造物にクラックや損傷が無い。</p> <p>6 雨水等排水処理が良い。</p> <p>7 全体的な美観が良い。</p> <p>8 その他( )</p> <p>[補強土壁工]</p> <p>9 壁面材(コンクリート製品)に割れや欠け及び傷がない。</p> <p>10 基礎上面の平坦性が良い。</p> <p>11 天端や端部の仕上げ等が良い。</p> <p>12 壁面材の目地部分の段差が少なく構造物の通りが良い。</p> <p>13 全体的な美観が良い。</p> <p>14 その他( )</p>	
16.取壊し工事	<p>1 丁寧な施工がなされている。</p> <p>2 存置部分や施設の管理者との調整がなされている。</p> <p>3 取り壊し後の整地等の仕上がりが良好である。</p> <p>4 現場発生物(リサイクル材、産業廃棄物等)の散乱等が無く、適正に処理されている。</p> <p>5 丹念に清掃されている。</p> <p>6 その他( )</p>	

17.電線共同溝工事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 歩道や車道舗装(仮復旧を含む)の勾配が適正で、段差も無く平坦性が確保されている。</li> <li>2 人孔等の蓋に、がたつきや不要な隙間が無い。</li> <li>3 施工管理記録などから、不可視部分の出来ばえの良さが確認できる。</li> <li>4 管路等の材料に割れや欠け及び傷がなく、接合部に偏心や段差が少ない。</li> <li>5 管路連結ボルトの締め付けや継手部のパッキンの設置状況が良い。</li> <li>6 全体的な仕上がりや外観及び納まり具合が良好である。</li> <li>7 全体的な美観が良い。</li> <li>8 その他( )</li> </ol>		
18.維持工事 (清掃工、除草工、付属物工、応急対応等) 修繕工事 (橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小構造物等にも品質向上への細心の注意が払われている。</li> <li>2 丁寧な施工がなされている。</li> <li>3 既設構造物とのすりつけが良い。</li> <li>4 全体的な美観が良い。</li> <li>5 丹念に清掃されている。</li> <li>6 その他( )</li> </ol>		
工 種	評 定 項 目	実施	確認
19.下水道工事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 全体的な美観が良い。</li> <li>2 清掃が行き届いている。</li> <li>3 クラックが無い。</li> <li>4 足掛け金物の間隔や水平度及び埋め込み長さが適正に施工されている。</li> <li>5 人孔の目地仕上げ等が良い。</li> <li>6 人孔蓋と路面とのすりつけが良い。</li> <li>7 人孔内のインパートの仕上げが良い。</li> <li>8 施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さが確認できる。</li> <li>9 管路の通りが良い。</li> <li>10 漏水が無い。</li> <li>11 管口の仕上げが良い。</li> <li>12 付帯工等関連工事の施工にも品質向上への細心の注意が払われている。</li> <li>13 残土等の現場発生物が適正に処理されている。</li> <li>14 管の目地や注入孔の閉塞の仕上げが良い。</li> <li>15 土留め壁の通りや垂直度等の施工の精度が良い。</li> <li>16 セグメント表面に補修跡が無い。</li> <li>17 シールドトンネルの通りが良い。</li> <li>18 端部の仕上げが良い。</li> <li>19 小構造物等にも品質向上への細心の注意が払われている。</li> <li>20 その他( )</li> </ol>		
20.仮設工工事	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鋼矢板又は親杭・横矢板の通りが良い。</li> <li>2 覆工板にがたつきが無い。</li> <li>3 鋼矢板のかみ合わせ等に不良部分が無い。</li> <li>4 その他( )</li> </ol>		
21.設備工事	<p>[機械設備工事]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 主設備や関連設備及び操作制御装置が機能的に配置されており、運転操作性が良い。</li> <li>2 丁寧な施工がなされている。</li> <li>3 建屋や土木構造物及び既設設備等との位置関係が良い。</li> <li>4 溶接や塗装及び組立等の施工にあたって、細部に渡る品質向上への配慮がなされている。</li> <li>5 清掃が行き届いている。</li> <li>6 全体的な仕上がりが良い。</li> <li>7 主設備や関連設備と存置設備とが良く調和した仕上がりになっている。</li> <li>8 機器(装置)の作動状況が正常であり、その性能が優れている。</li> <li>9 環境負荷低減への対策が優れている。</li> <li>10 運転操作や保守点検等を容易にするための配慮がなされている。</li> <li>11 その他( )</li> </ol> <p>[電気・通信・受変電設備工事]</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>12 丁寧な施工がなされている。</li> <li>13 公共物としての安全性の確保や環境負荷の低減及び容易な維持管理等への配慮がなされている。</li> <li>14 作動に異状が無く、機能や操作性が良い。</li> <li>15 電気ケーブル等の配線や接続方法及び収納状況が適正である。</li> <li>16 操作、保守点検等を容易にするための配慮がなされている。</li> <li>17 清掃が行き届いている。</li> <li>18 全体的な仕上がりが良い。</li> <li>19 主設備や関連設備等が丁寧に施工されている。</li> <li>20 主設備や関連設備が運動して機能し、総合的な性能向上への配慮がなされている。</li> <li>21 主設備や関連設備と存置設備とが良く調和した仕上がりになっている。</li> <li>22 環境負荷低減への対策が優れている。</li> <li>23 その他( )</li> </ol>		
22.その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 その他( )</li> </ol>		
評価値	a:対象とする工種毎の確認個数の和 b:対象とする工種毎の実施個数の和 $b/a \times 100 = \%$	0	0

『 8 総合評価方式における技術提案の履行 』

項目	減 点 基 準	判 定
総 技 術 評 価 案 方 式 の 履 行 に お け	提案した項目をほとんど執行しなかった、もしくは、出来なかった場合	-5
	提案した項目の執行が40%未満程度であった場合	-4
	提案した項目の執行が60%未満程度であった場合	-3
	提案した項目の執行が80%未満程度であった場合	-2
	提案した技術等を適切に執行、もしくは概ね執行した場合	± 0点

※ TLが記入した技術提案等確認リストを参照して評定するものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この基準の実施日より前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この基準の実施日より前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この基準は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この基準の実施日より前に締結した契約については、なお従前の例による。

工 事 成 績 採 点 表

事業名																									
項目	細 別	監督員					T L					検査員					細目別評定点								
		a	b	c	d	e	評定点	a	b	c	d	e	評定点	a	b	c		d	e	評定点					
評 定 点	1. 施工体制	1. 施工体制一般	4	3	2	1	0													/ 4					
		2. 配置技術者	4	3	2	1	0													/ 4					
	2. 施工状況	1. 施工管理	4	3	2	1	0							10	9	8	6	5		/14					
		2. 工程管理	4	3	2	1	0		10	9	8	6	5							/14					
		3. 安全対策	4	3	2	1	0		10	9	8	6	5							/14					
		4. 対外関係	3	2	1	0														/ 3					
	3. 出来形及び 出来ばえ	1. 出来形	4	3	2	1	0							11	10	9	7	5		/15					
		2. 品質	4	3	2	1	0							11	10	9	7	5		/15					
		3. 出来ばえ												11	10	9	7	5		/11					
	4. 社会性	1. 地域への貢献等							2	1	0								/ 2						
	5. 工事特性	1. 施工条件等への対応							2	1	0								/ 2						
	6. 創意工夫	1. 創意工夫							2	1	0								/ 2						
	評 定 点 計		①						/ 31	②						/ 26	③						/ 43	①+②+③	/ 100
	7. 法令遵守等								(±0 -1 -2 -4 -6 -8 -10)																
8.総合評価方式における技術提案の履行														(±0 -2 -3 -4 -5)											
評 定 点 合 計																									

評 定 者	T L	印	検査員	印
職 及 び 氏 名	監督員	印	検査員	印